

平成 18 年 3 月 31 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、ひとり暮らし高齢者や障害者等に対し、定期的に食事サービスを実施することにより食生活の安定と健康保持に寄与し、安否確認をもって対象者と地域社会との交流を深め、在宅福祉の推進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施及び運営は、社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会が行い、配食は配食ボランティア登録者が行うものとする。

(事業内容)

第 3 条 事業は、毎週指定した日の昼食を利用対象者の居宅に配達する。

(対象者)

第 4 条 サービス利用対象者は、町内に居住するおおむね 70 歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯及びこれらに準ずる世帯並びに障害者であって、老衰、心身の障害、傷病等の理由により食事を作ることが困難と思われ、協力者への依頼ができない安否確認が必要な者とする。

(利用の申請)

第 5 条 サービスの利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、配食サービス利用申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を会長へ提出するものとする。

(利用の決定)

第 6 条 会長は、前条の申請を受けたときは、直ちに審査し必要と認めたときは配食サービス利用決定通知書（様式第 2 号）により、サービスの利用が必要ないと認めたときは配食サービス利用却下通知書（様式第 3 号）を申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定によりサービスの利用を決定した者（以下「利用者」という。）を配食サービス利用登録者名簿（様式第 4 号。以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

(利用の取り消し)

第 7 条 会長は、定期的に利用者の健康状態を把握し、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者の登録を中止・取り消し、配食サービス利用中止・取消通知書（様式第 5 号）により、その旨を利用者又は家族に通知するものとする。

(ア) 利用者が第 4 条に規定する対象者に該当しなくなったとき。

(イ) 利用者等からサービスの利用を中止する旨の申し出があったとき。

(ウ) 前 2 号に掲げるもののほか、会長が不相当と認めたととき。

(利用者負担額)

第 8 条 利用者は、サービス利用に要する経費として一回当たり 300 円を負担する。

2 利用料の納付は、吉岡町社会福祉協議会が発行する利用券により行うものとする。

- 3 利用券は、サービスを利用する前に購入しておき、毎回利用時にボランティアに渡すものとする。

(帳簿の整備等)

第9条 会長は、事業実施状況を明らかにできる書類及び経理に関する帳簿等、必要な書類を備え付けるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定める以外の必要な事項は会長が別に定める。

附則

1. この要綱は、平成18年4月1日より施行する。
2. この要綱は、平成26年4月1日より施行する。